

第20号（令和元年11月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<b>横浜市報</b>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目次

頁

**【告示】**

△ 横浜市人事行政の運営等の状況の公表【総務局人事課】	3
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】	4
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】	5
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害企画課】	6
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局障害企画課】	7
△ 同 【健康福祉局障害企画課】	8
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局障害企画課】	10
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	11
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	12
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害企画課】	13
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害企画課】	14
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害企画課】	15
△ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】	16
△ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】	18
△ 横浜港港湾区域内公有水面埋立工事の竣功認可【港湾局管財第二課】	20

**【公告】**

△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	21
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	23
△ 同【経済局商業振興課】	25
△ 同【経済局商業振興課】	27
△ 同【経済局商業振興課】	29
△ 事後調査結果報告書の提出【環境創造局環境影響評価課】	31
△ 同【環境創造局環境影響評価課】	32
△ 対象事業の承継の届出【環境創造局環境影響評価課】	33
△ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環境課】	34
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	35

△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】	36
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】	37
△ 農用地利用集積計画の策定【環境創造局農政推進課】	38
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	39
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	40
△ 同【建築局調整区域課】	41
△ 同【建築局調整区域課】	42
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	43
△ 同【建築局調整区域課】	44
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	45
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	46
△ 同【建築局建築指導課】	47
△ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	48
[達]	
△ 横浜市会計年度任用職員の任用等に関する規程【総務局人事課】	49
△ 横浜市事務決裁規程の一部改正【総務局人事課】	51
[交通局]	
△ 横浜市交通局会計規程の一部を改正する規程【経営管理課】	54
△ 職員の懲戒処分【人事課】	55
[区選挙管理委員会]	
△ 委員長の氏名【港南区】	56
△ 委員の補欠【港南区】	57
△ 同【保土ヶ谷区】	58
△ 委員長職務代理者の氏名【港南区】	59
△ 委員長等の氏名【南区】	60
△ 同【保土ヶ谷区】	61
△ 同【旭区】	62
△ 同【瀬谷区】	63
[人事委員会]	
△ 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	64
[その他]	
△ 横浜市事務決裁規程の全部改正についての一部改正について（副市長依命通達）【総務局人事課】	65

---

告 示

---

横 浜 市 告 示 第 312 号

横 浜 市 人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況 の 公 表

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 58 条 の 2 及 び 横 浜 市 人  
事 行 政 の 運 営 等 の 状 況 の 公 表 に 関 す る 条 例 （ 平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条  
例 第 2 号 ） 第 6 条 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 人 事 行 政 の 運 営 状 況 及 び  
人 事 委 員 会 の 業 務 状 況 を 別 冊 の と お り 公 表 す る 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 告 示 第 313 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和元年11月25日

横 浜 市 長 林 文 子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年 11月1日	齋藤歯科医院	栄区笠間五丁目29番 5号	歯科矯正
同	クオール薬局東 急長津田駅店	緑区長津田四丁目1 番1号	薬局
同	ハックドラッグ 相鉄ライフ緑園 都市薬局	泉区緑園四丁目1番 地の2	同

横 浜 市 告 示 第 314 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生  
 医 療 ) の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 育 成 医 療 ・ 更 生 医 療 ) か ら 、 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類
令 和 元 年 10 月 1 日	(新)アイン薬局飯 島店	栄 区 飯 島 町 1,329 番 地 の 3	薬 局
	(旧)たんぽぽ薬局 飯 島 店		

横浜市告示第 315 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和元年11月25日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年 11月1日	天王町めぶきクリニック	保土ヶ谷区天王町 2丁目38番地の3	病院又は診療所
同	都筑ふれあいの丘クリニック	都筑区大丸1番2号	同
同	ハックドラッグ相鉄ライフ緑園都市薬局	泉区緑園四丁目1番地の2	薬局
同	クオール薬局 東急長津田駅前	緑区長津田四丁目1番1号	同
同	つながる訪問看護ケアセンター	緑区中山一丁目22番13号	訪問看護
同	プチハウス	港南区下永谷六丁目8番4号	同

横浜市告示第 316 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年11月25日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年 9月1日	医療法人社団MM 会 みなとみらい 内科クリニック	西区みなとみらい 四丁目7番1号	病院又は診療 所
同	野村クリニック	青葉区あざみ野三 丁目14番地の21	同
同	田辺薬局 横浜星 川店	保土ヶ谷区星川一 丁目1番2号	薬局
同	すみれ中央薬局 都筑店	都筑区すみれが丘 37番地の1	同
同	ローズ調剤薬局	保土ヶ谷区釜台町 47番15号	同
同	あけぼの薬局 舞 岡店	戸塚区舞岡町 3,41 0番地	同
同	日本調剤 中山駅 前薬局	緑区中山町 157番 地	同
同	アイセイ薬局 ら らぽーと横浜店	都筑区池辺町 4,03 5番地の1	同
同	セントケア訪問看 護ステーション横 浜	南区永田東一丁目 1番7号	訪問看護
同	保土ヶ谷区医師会 訪問看護ステーシ ョン	保土ヶ谷区天王町 1番地の21	同

横浜市告示第 317 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年11月25日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年 10月1日	リエゾン笠間診療所	栄区笠間三丁目10番1号	病院又は診療所
同	ふくろうメンタルクリニック	港北区新横浜三丁目9番地の5	同
同	さくら薬局 横浜あざみ野店	青葉区あざみ野二丁目9番地の11	薬局
同	たから薬局 みなとみらい店	西区みなとみらい四丁目7番1号	同
同	そうごう薬局 権太坂スクエア店	保土ヶ谷区権太坂三丁目1番3号	同
同	日本調剤 みなみ台薬局	緑区長津田みなみ台四丁目4番地の4	同
同	クリエイト薬局 青葉荏田西店	青葉区荏田西二丁目14番地の5	同
同	龍生堂薬局 あざみ野店	青葉区あざみ野二丁目30番地	同
同	梶山みついけ薬局	鶴見区上末吉五丁目18番13号	同
同	ヒロ調剤薬局	中区本郷町2丁目42番地	同
同	小田薬局本店	金沢区谷津町378番地	同
同	アイ調剤薬局	港南区港南台四丁目16番14号	同
同	かんばやし薬局	緑区中山三丁目34番25号	同
同	しろくま薬局	緑区鴨居三丁目1番6号	同



同	あゆみ調剤薬局	緑区青砥町 1,122 番地の2	同
同	藤ファーマシー 嶮山公園店	青葉区すすき野三 丁目2番地の1	同
同	サン薬局 あざみ 野店	青葉区あざみ野二 丁目2番地の8	同
同	めぐみ薬局	都筑区北山田四丁 目17番10号	同

横浜市告示第 318 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年11月25日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年 5月1日	(新)鈴木薬局 保土ヶ谷店	保土ヶ谷区帷子町 1丁目44番地	薬局
	(旧)紫苑堂永井薬局		
令和元年 8月1日	(新)さくら薬局 横浜大久保店	港南区大久保一丁目20番57号	同
	(旧)スターファーマシー上大岡店		
令和元年 8月1日	(新)さくら薬局 横浜あざみ野店	青葉区あざみ野二丁目9番地の11	同
	(旧)若葉調剤薬局		
令和元年 6月10日	あおぞら・てらん 訪問看護ステーション	(新)保土ヶ谷区新井町463番地の3	訪問看護
		(旧)保土ヶ谷区新井町559番地の2	
平成30年 7月18日	アルモ在宅訪問看護リハビリステーション	(新)港南区大久保三丁目36番34号	同
		(旧)港南区大久保一丁目9番28号	

横浜市告示第 319 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和元年 11 月 25 日

横浜市長 林 文子

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
令和元年 11月1日	ニチイケアセンター片倉	神奈川区片倉四丁目 3番24号	居宅介護、重度 訪問介護
同	m a n a b y 関内長者町事 業所	中区長者町4丁目9 番地の2	就労移行支援
同	のぞみ介護	南区南吉田町5丁目 45番地の6	同行援護
同	ゆめわーく	保土ヶ谷区天王町2 丁目37番地の1	生活介護
同	ニチイケアセ ンター金沢八 景	金沢区泥亀二丁目1 番8号	居宅介護、重度 訪問介護
同	リワークセン ター新横浜	港北区新横浜二丁目 12番地の20	自立訓練（生活 訓練）
同	医心館 訪問 介護ステーシ ョン 新横浜	港北区岸根町 455 番 地の 1	居宅介護、重度 訪問介護
同	アバンセつづ き	都筑区中川八丁目12 番29号	生活介護
同	グループホー ムうみらいと	港南区日野八丁目29 番3号	共同生活援助

横 浜 市 告 示 第 320 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者 の 指 定

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 51 条 の 19 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 年 月 日	事 業 者 の 名 称	事 業 者 の 所 在 地	事 業 の 内 容
令 和 元 年 11 月 1 日	さ ざ な み 計 画 相 談 セ ン タ ー	磯 子 区 森 三 丁 目 21 番 23 号	地 域 移 行 支 援 、 地 域 定 着 支 援

横浜市告示第 321 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和元年 11 月 25 日

横浜市長 林 文 子

指定年月日	事業者の名称	事業者の所在地
令和元年 11月1日	ぷらんアルク	中区翁町1丁目6番地の4
同	相談支援事業所 ブロッコリー	戸塚区東俣野町57番地の6
同	プチハウス	港南区下永谷六丁目8番4号

横浜市告示第 322 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年 11 月 25 日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
令和元年 9月30日	就労継続支援 (A型)事業 所 リバティ 新横浜	港北区新横浜二丁目 3番地の9	就労継続支援A 型
令和元年 10月31日	かおる介護サ ービス	鶴見区潮田町2丁目 113番地の8	居宅介護、重度 訪問介護
同	ケア21 港北	港北区大豆戸町 664 番地の2	居宅介護、重度 訪問介護
同	c a r e l a b . 大きな 樹	青葉区すみよし台 9 番地の4	居宅介護、重度 訪問介護
同	えいあん東戸 塚ヘルパーズ テーション	戸塚区秋葉町 212 番 地の12	同行援護
同	アバンセつづ き	都筑区中川八丁目 12 番 29 号	生活介護
同	グループホー ム イルカ	港南区日野八丁目 29 番 3 号	共同生活援助
令和元年 11月30日	介護支援セン ターひまわり	保土ヶ谷区天王町 1 丁目 16 番地の 1	重度訪問介護
同	サポートニ トリ	緑区霧が丘一丁目 24 番地の4	同行援護
令和元年 12月1日	有限会社ケア サポート絵日 記	緑区竹山一丁目 20 番 地の8	同行援護

横 浜 市 告 示 第 323 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 51 条 の 25 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 、 指 定 特 定 相 談 支 援 事 業 を 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

廃止年月日	事業者の名称	事業者の所在地	事業の内容
令和元年 12月1日	福祉協会たすけ あい	港北区菊名六丁目2 番11号	計画相談支援

横浜市告示第 324 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入しなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和元年 11 月 25 日

横浜市 市長 林 文 子

排水施設 の方式	下水を公共下水道に流入しなければならない 区域	供用開始 年月日
合流式	神奈川県松見町の一部 南区別所七丁目の一部 港北区大倉山二丁目、大倉山六丁目、大曾根町、菊名三丁目、菊名六丁目、篠原町、篠原北二丁目、篠原東二丁目、新吉田町、新吉田東一丁目、新吉田東二丁目、新吉田東四丁目、新吉田東五丁目、新吉田東七丁目、新吉田東八丁目、高田西一丁目、高田西二丁目、高田西三丁目、高田東一丁目、高田東二丁目、高田東三丁目、高田東四丁目、樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、綱島台、綱島西四丁目、綱島東一丁目、綱島東二丁目、綱島東三丁目、綱島東五丁目、仲手原二丁目、新羽町、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目、日吉本町三丁目、日吉本町四丁目、日吉本町五丁目、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目及び師岡町の各一部 都筑区大熊町の一部	令和元年 11月25日
分流式	旭区今宿南町及び上川井町の各一部 磯子区氷取沢町の一部 港北区岸根町、小机町、新吉田町、高田東二丁目、鳥山町、新羽町、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目、日吉本町五丁目及び日吉本町六丁目の各一部 緑区西八朔町の一部 都筑区荏田南町、川和町及び南山田町の各一部 戸塚区秋葉町、戸塚町、平戸町及び深谷町	



の各一部	
------	--

泉区和泉が丘二丁目、和泉中央南五丁目及 び新橋町の各一部	
---------------------------------	--

横浜市告示第 325 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和元年 11 月 25 日

横浜市長 林 文子

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市環境創造局北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目6番1号	港北区大倉山二丁目、大曾根町、高田西一丁目、高田西二丁目、高田西三丁目、高田東一丁目、高田東二丁目、高田東三丁目、高田東四丁目、樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、綱島台、綱島西四丁目、綱島東一丁目、綱島東二丁目、綱島東三丁目、綱島東五丁目、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目、日吉本町三丁目、日吉本町四丁目、日吉本町五丁目、日吉本町六丁目、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目及び師岡町の各一部	令和元年 11月25日
横浜市環境創造局神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地	港北区仲手原二丁目の一部	
横浜市環境創造局南部水再生センター	磯子区新磯子町39番地	南區別所七丁目の一部	
横浜市環境創造局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目17番地	磯子区氷取沢町の一部	

<p>横浜市環境創造局港北水再生センター</p>	<p>港北区大倉山七丁目40番1号</p>	<p>神奈川区松見町の一部                  港北区大倉山六丁目、菊名三丁目、菊名六丁目、岸根町、小机町、篠原町、篠原北二丁目、篠原東二丁目、新吉田町、新吉田東一丁目、新吉田東二丁目、新吉田東四丁目、新吉田東五丁目、新吉田東七丁目、新吉田東八丁目、鳥山町、新羽町及び大豆戸町の各一部                  都筑区荏田南町、大熊町及び南山田町の各一部</p>
<p>横浜市環境創造局都筑水再生センター</p>	<p>都筑区佐江戸町25番地</p>	<p>旭区今宿南町及び上川井町の各一部                  緑区西八朔町の一部                  都筑区川和町の一部</p>
<p>横浜市環境創造局西部水再生センター</p>	<p>戸塚区東俣野町231番地</p>	<p>戸塚区深谷町の一部                  泉区和泉が丘二丁目及び和泉中央南五丁目の各一部</p>
<p>横浜市環境創造局栄第二水再生センター</p>	<p>栄区長沼町82番地</p>	<p>戸塚区秋葉町、戸塚町及び平戸町の各一部                  泉区新橋町の一部</p>

横浜市告示第 326 号

横浜港港湾区域内公有水面埋立工事の竣功認可  
 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条の規定に基づき、  
 次のとおり横浜港港湾区域内公有水面埋立工事の竣功を認可した。  
 令和元年11月25日

横浜港港湾管理者 横浜市  
 代表者 横浜市長 林 文子

- 1 認可年月日  
 令和元年11月12日
- 2 埋立権者  
 名称 横浜市  
 所在地 中区港町1丁目1番地  
 代表者氏名 横浜市長 林 文子  
 代表者住所 中区港町1丁目1番地
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
 中区豊浦町9番の1及び10番の2、かもめ町73番並びに錦町42番の1、41番の1及び12番の地先公有水面
  - (2) 区域  
 次の㉔の地点から㉗の地点までを直線で結んだ線及び㉗の地点と㉔の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域  
 ㉔の地点 中区豊浦町10番の2に設置されている国土基本図骨格図基本測定の基準点04—T—2、89（北緯35度24分22秒623、東経139度40分51秒674）から73度44分06秒1,018.02メートルの地点  
 ㉕の地点 ㉔の地点から135度30分00秒235.00メートルの地点  
 ㉖の地点 ㉕の地点から225度30分00秒300.00メートルの地点  
 ㉗の地点 ㉖の地点から315度30分00秒235.00メートルの地点
  - (3) 面積  
 70,500.11 平方メートル
- 4 埋立免許年月日及び番号  
 平成2年1月24日  
 横浜市港湾港指令第2197号

公 告

横 浜 市 公 告 第 455 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 元 年 11 月 7 日	N P O 法 人 F . C . き た つ な	遠 藤 茂 喜	港 北 区 高 田 東 一 丁 目 24 番 1 号	こ の 法 人 は 、 育 成 支 援 が 必 要 な 小 学 生 児 童 に 対 し て 、 安 全 な 生 活 の 居 場 所 を 築 く 事 業 を 行 い 、 児 童 の 心 身 と も に 健 や か な 成 長 と 発 達 を 支 援 す る と と も に 、 当 該 児 童 の 保 護 者 へ の 就 労 支 援 と 家 庭 で の 育 児 を 援 助 し 、 地 域 に お け る 子 育 て 拠 点 と し て 健 全 で 豊 か な 地 域 社 会 の 確 立 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。
令 和 元 年 11 月 11 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 C o m p a n	藤 原 緑	中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地 の 56	こ の 法 人 は 、 女 性 が ん （ 乳 が ん ・ 子 宮 頸

y d e C o  
m p a n y  
P i n k R  
i b b o n  
Y O K O H  
A M A

がん) の検診啓発活動を行い、より多くの女性が自分の命を守り、健康に留意するための草の根活動を行う。また、がん患者・家族が希望を持って社前を向ける社会づくり、居場所作りや、がんの親を、持つ子ども福祉、親を亡くした子ども達に将来を諦めない様なサポート活動、くわえて、一般市民に正しい知識を普及することをもって、誰もが生き生きと暮らせるが、がん差別のない社会作り、保健、医療又は福祉の増進を図る活動に寄与する。

横浜市公告第 456 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年11月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鶴ヶ峰店

旭区鶴ヶ峰二丁目22番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

合同会社西友

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー  
・ドゥ・マレドスー

東京都北区赤羽2丁目1番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 上 垣 内 猛 東京都北区赤羽2丁目1番1号	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁目1番1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 上 垣 内 猛 東京都北区赤羽2丁目1番1号 ほか1者	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁

	目 1 番 1 号 ほ か 1 者
--	----------------------

(4) 変更の年月日  
平成31年3月15日

(5) 変更した理由  
設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日  
令和元年11月6日

3 縦覧場所  
中区港町1丁目1番地  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課



横浜市公告第 457 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年11月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

第2宮沢ビル

旭区二俣川2丁目52番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

内 田 俊 彦

旭区本村町9番地

ほか2者

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 野 田 亨 東京都北区赤羽2丁目1番1号	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁目1番1号

(4) 変更の年月日

平成31年3月15日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和元年11月6日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 458 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年11月25日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

市浜ビル

青葉区市ケ尾町 1,055 番地の 5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

森 清 一

青葉区市ケ尾町 431 番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 上 垣 内 猛 東京都北区赤羽2丁目1番1号 ほか1者	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁目1番1号 ほか1者

(4) 変更の年月日

平成31年3月15日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和元年11月6日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 459 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和元年11月25日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友阿久和店

瀬谷区阿久和西一丁目25番地の1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

合同会社西友

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー  
・ドゥ・マレドスー

東京都北区赤羽2丁目1番1号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 上 垣 内 猛 東京都北区赤羽2丁目1番1号	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁目1番1号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社西友 職務執行者 上 垣 内 猛 東京都北区赤羽2丁目1番1号 ほか1者	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽2丁

	目 1 番 1 号 ほ か 1 者
--	----------------------

(4) 変更の年月日  
平成 31 年 3 月 15 日

(5) 変更した理由  
設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日  
令和元年 11 月 6 日

3 縦覧場所  
中区港町 1 丁目 1 番地  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 460 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38  
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） ア パ ホ テ ル & リ ゾ ー ト < 横 浜 ベ  
イ タ ワ ー > 新 築 工 事 に 係 る 事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 461 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38  
条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 横 浜 駅 西 口 駅 ビ ル 計 画 （ J R 横  
浜 タ ワ ー ・ J R 横 浜 鶴 屋 町 ビ ル ） に 係 る 事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出  
が あ っ た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長      林                      文      子



横 浜 市 公 告 第 462 号

対 象 事 業 の 承 継 の 届 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 ( 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ) 第 42  
条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 ( 仮 称 ) 横 浜 駅 西 口 駅 ビ ル 計 画 ( J R 横  
浜 タ ワ ー ・ J R 横 浜 鶴 屋 町 ビ ル ) の 承 継 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 横 浜 市 公 告 第 463 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 要 措 置 区 域 の 指 定 の 一 部 の 解 除  
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 6 条 第 4 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 要 措 置 区 域 の 指 定 （ 令 和 元 年 7 月 横  
浜 市 公 告 第 169 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解 除 す る 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 要 措 置 区 域 の 所 在 地  
西 区 み な と み ら い 三 丁 目 3 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
土 壌 汚 染 状 況 調 査 の 試 料 採 取 等 を 省 略 し て 要 措 置 区 域 に 指 定 さ  
れ た 土 地 に つ い て 、 当 該 省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て 実 施 し た 結  
果 、 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 す る こ と を 確 認 し た た め 。

## 横 浜 市 公 告 第 464 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
港 北 区 綱 島 東 五 丁 目 1,203 番 及 び 1,206 番 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 シ ア ン 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物 、 砒 素 及  
び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 、 ほ う 素 及 び そ の 化 合 物

## 横 浜 市 公 告 第 465 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 の 解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
元 年 7 月 横 浜 市 公 告 第 170 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
西 区 み な と み ら い 三 丁 目 3 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
土 壌 汚 染 状 況 調 査 の 試 料 採 取 等 を 省 略 し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区  
域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、当 該 省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て  
実 施 し た 結 果、土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 す る こ と を 確 認 し た た め。

## 横 浜 市 公 告 第 466 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質  
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例  
第 58 号 ） 第 67 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害  
物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す  
る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
中 区 千 鳥 町 3 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

## 横 浜 市 公 告 第 467 号

## 農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 策 定

農 業 經 営 基 盤 強 化 促 進 法 （ 昭 和 55 年 法 律 第 65 号 ） 第 18 条 第 1 項 の  
規 定 に 基 づ き 農 用 地 利 用 集 積 計 画 を 定 め た の で 、 当 該 農 用 地 利 用 集  
積 計 画 を 次 の と お り 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 縦 覧 場 所

中 区 真 砂 町 2 丁 目 22 番 地

横 浜 市 環 境 創 造 局 み ど り ア ッ プ 推 進 部 農 政 推 進 課

都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 32 番 1 号

横 浜 市 北 部 農 政 事 務 所

戸 塚 区 戸 塚 町 16 番 地 の 17

横 浜 市 南 部 農 政 事 務 所

## 2 縦 覧 期 間

令 和 元 年 11 月 25 日 か ら 当 該 農 用 地 利 用 集 積 計 画 に 定 め ら れ た 利  
用 権 存 続 期 間 又 は 残 存 期 間 満 了 の 日 ま で 備 え 置 く こ と と す る 。

## 3 縦 覧 時 間

午 前 8 時 45 分 か ら 午 後 5 時 ま で

横 浜 市 公 告 第 468 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 元 年 10 月 7 日	30131	小 田 土 木 株 式 会 社	遠 藤 俊 行	(新) 川 崎 市 川 崎 区 浅 田 2 丁 目 10 番 11 号
				(旧) 川 崎 市 川 崎 区 浅 田 1 丁 目 2 番 13 号
令 和 元 年 5 月 22 日	30519	アズビル金 門エンジニア リング株 式会社	(新) 林 成 一 郎	川 崎 市 中 原 区 下 小 田 中 2 丁 目 18 番 1 号
			(旧) 由 井 文 雄	

## 横 浜 市 公 告 第 469 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 2 月 8 日 第 30 開 613 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
中 区 太 田 町 4 丁 目 49 番 地  
株 式 会 社 エ ヌ ・ ジ ー ・ エ ス  
代 表 取 締 役 近 江 敏 也
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 南 区 下 永 谷 三 丁 目 2,668 番 の 5 の 一 部 、 2,687 番 の 3 、 2,68
- 8 番 の 1 の 一 部 及 び 2,688 番 の 2 か ら 2,688 番 の 7 ま で



## 横 浜 市 公 告 第 470 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
平 成 31 年 4 月 24 日 第 31 開 1204 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1  
津 久 見 建 設 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 鷲 原 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 白 山 三 丁 目 1,015 番 の 1 から 1,015 番 の 7 ま で 、 1,017 番  
の 1 から 1,017 番 の 4 ま で 、 1,017 番 の 5 の 一 部 、 1,017 番 の 6  
か ら 1,017 番 の 8 ま で 、 1,452 番 の 39 の 一 部 及 び 1,452 番 の 42

## 横 浜 市 公 告 第 471 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 5 月 23 日 第 31 開 1105 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 新 羽 町 1,747 番 地  
株 式 会 社 ベ ル ハ ウ ス  
代 表 取 締 役 加 賀 田 昌 巳
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 箕 輪 町 三 丁 目 332 番 の 1 から 332 番 の 9 ま で

横 浜 市 公 告 第 472 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 11 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 13 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
24.95 m
- 5 指 定 の 場 所  
港 北 区 下 田 町 三 丁 目 399 番 の 73 、 460 番 の 8 及 び 460 番 の 26
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 ホ ー ク ・ ワ ン  
代 表 取 締 役 平 塚 寛 之

## 横 浜 市 公 告 第 473 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 31 ・ 14 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
27.74 m
- 5 指 定 の 場 所  
瀬 谷 区 下 瀬 谷 一 丁 目 26 番 の 5 、 26 番 の 29 、 26 番 の 73 、 26 番 の 74  
及 び 26 番 の 77
- 6 申 請 者 の 氏 名  
株 式 会 社 丸 三  
代 表 取 締 役 和 田 崇

横 浜 市 公 告 第 474 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 7 日
- 2 廃 止 する 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 する 道 路 の 延 長  
63.82 m
- 4 廃 止 の 場 所  
神 奈 川 区 反 町 4 丁 目 35 番 の 1 、 35 番 の 2 、 35 番 の 3 、 35 番 の 4  
、 35 番 の 5 、 35 番 の 6 、 35 番 の 8 、 35 番 の 9 及 び 35 番 の 10 の 各 一  
部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
大 和 ハ ウ ス 工 業 株 式 会 社  
支 配 人 竹 林 桂 太 朗

## 横 浜 市 公 告 第 475 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 33 ・ 83 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 10 月 31 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
91.80 m
- 5 廃 止 の 場 所  
戸 塚 区 汲 沢 三 丁 目 902 番 の 7 地 先 か ら 946 番 の 37 地 先 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 476 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 63 ・ 14 ・ 1 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 元 年 11 月 14 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
5.00 m
- 5 廃 止 の 場 所  
瀬 谷 区 下 瀬 谷 一 丁 目 26 番 の 29 の 一 部 及 び 26 番 の 81

横浜市公告第 477 号

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、東高島駅北地区土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出があった。

令和元年11月25日

横浜市長 林 文子

1 退任した理事

氏 名	住 所
フォートレス・バリュー・プロパティーズ株式会社 代表取締役 山下 明 男	東京都港区西新橋3丁目16番11号

2 就任した理事

氏 名	住 所
ファースト信託株式会社 代表取締役 畑 山 邦 雄	大阪府中央区瓦町2丁目4番7号



## 達

## 達 第 5 号

庁 中 一 般

横 浜 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 任 用 等 に 関 する 規 程 を 次 の よう に 定 め  
る。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 任 用 等 に 関 する 規 程

( 趣 旨 )

第 1 条 この規程は、会計年度任用職員の使用に関する規則（令和元年9月横浜市人事委員会規則第5号。以下「任用規則」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の使用等について、必要な事項を定めるものとする。

( 定 義 )

第 2 条 この規程において、局長とは、事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）第2条第5号における局（消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局を除く。）の長をいう。

( 採 用 )

第 3 条 会計年度任用職員は、任用規則第5条及び第9条に基づき、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により市長が任命する。

2 選考に係る事務の全部を局長に委任する。

3 選考は公募によることとする。

4 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらずに選考をすることができる。

(1) 前年度に設置されていた職と同一の職務内容の職が設置され、前年度に当該職に任用されていた者を当該職への任用の選考の対象とする場合において、前年度の当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると局長が認める場合

(2) 公募を行った結果、応募者がいなかった場合又は公募選考の結果、当該職に係る適性を有する者がいなかった場合若しくは適性を有すると認めた者が採用を辞退し、かつ、他の採用候補者がいない場合

(3) その他職務の性質等から、公募により難いと市長が認める場合

5 前項第1号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）は、4回を上限とする。

6 公募によらない再度任用は、第4項第1号の規定により能力の実証を行い、結果が良好である場合に、認めるものとする。

7 局長は、会計年度任用職員の任用状況について、総務局長に対し、定期的に報告するものとする。

（条件付採用期間の延長）

第4条 任用規則第10条の規定に基づく条件付採用の期間の延長については、会計年度任用職員が条件付採用期間の1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合において、その日数が15日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、当該職員の任期を超えることとなる場合においては、この限りでない。

（依願退職）

第5条 任用期間の満了を待たずに退職を希望する場合には、会計年度任用職員は原則として退職を希望する日の1箇月前までに、市長に願い出なければならない。

（実施細目）

第6条 この規程に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規程に基づき会計年度任用職員を職に任命するために必要な行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

（再度の任用）

3 この規程の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、総務局長が別に定める職については、第3条第4項第1号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

4 前項の総務局長が別に定める職に任用されている職員が、能力の実証の結果、会計年度任用職員の職に任用された場合、その任用は第3条第5項の公募によらない再度任用の回数には含まない。

達第6号

庁中一般

横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月25日

横浜市長 林 文子

別表第1 4 人事に係る事項中

「

<p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号、第1号の2及び第4号に規定する特別職員、同項第3号に規定する特別職員のうち顧問及び参与並びに同項第5号に規定する消防団長の任免及び給与に関する。</p>	<p>(2) 地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職員の任免及び給与に関する。</p>	<p>(3) 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職員（顧問及び参与を除く。）の任免及び給与に関する。</p> <p>(4) 地方公務員法第3条第3項第5号に規定する消防団員の承認に關する（消防局長）。</p> <p>(4) の2 地方公務員法第3条第3項第5号に規定する消防団長</p>	<p>(1) アルバイトの雇用に関する。</p>	
---	---	--	--------------------------	--

		の休団及 び復歸に 関するこ と（消防 局長）。 (5) 削除	
--	--	--	--

を「

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号及び第4号に規定する特別職員、同項第3号に規定する特別職員の顧問及び並に同項に5号の消防団長の任及び給する。	(2) 地方公務員法第3条第3項に規定する特別職員の任給及に与る。	(3) 地方公務員法第3条第3項に規定する特別職員（顧問及び参与を除外に与ること。免及に与ること。) (4) 地方公務員法第3条第3項に規定する消防団員の承認に与ること（消防局長）。 (4) の2 地方公務員法第3条第3項に規定する職員のう	(1) アルバイトの雇用に関する。
---	-----------------------------------	--	-------------------

		消 防 団 長 の 休 団 及 び 復 帰 に 関 する こ と ( 消 防 局 長 ) 。 (5) 会 計 年 度 任 用 職 員 の 任 免 に 関 する こ と 。		
--	--	---	--	--

」

に改める。

附 則

この達は、令和元年11月25日から施行する。

---

## 交通局

---

横浜市交通局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
令和元年11月25日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 城 博 俊

### 交通局規程第6号

横浜市交通局会計規程の一部を改正する規程

横浜市交通局会計規程（平成26年3月交通局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第2号の前に次の1号を加える。

- (1) 経営推進室 プロジェクト推進課長  
附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

交通局公告第6号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号により、次の者を令和元年10月31日懲戒処分に付した。

令和元年11月25日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 城 博 俊

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
自動車本部浅間町営業所	運輸職員	山崎 貴博	停職3日
自動車本部浅間町営業所	運輸職員	畑中 宏文	戒告
自動車本部滝頭営業所	運輸職員	末石 洋太	戒告
自動車本部本牧営業所	運輸職員	永島 豊	戒告
自動車本部鶴見営業所	運輸職員	上村 敏朗	戒告

---

区選挙管理委員会

---

港南区選挙管理委員会告示第13号

委員長の氏名

令和元年11月10日次の者が、本委員会委員長に就任した。

令和元年11月25日

横浜市港南区選挙管理委員会  
委員長 並 木 壽 一

委員長

並 木 壽 一



港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

委 員 の 補 欠

令 和 元 年 11 月 9 日 本 委 員 会 委 員 安 藤 洋 次 及 び 志 賀 義 憲 が 退 職 し た  
の で 、 令 和 元 年 11 月 10 日 本 委 員 会 委 員 に 次 の 者 を 補 欠 し た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 港 南 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 並 木 壽 一

長 谷 川 勝 保  
秋 山 文 雄

保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

委 員 の 補 欠

令 和 元 年 11 月 9 日 本 委 員 会 委 員 足 立 勲 が 退 職 し た の で 、 令 和 元 年  
11 月 10 日 本 委 員 会 委 員 に 次 の 者 を 補 欠 し た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 金 子 宣 治

荻 窪 誠 実

港南区選挙管理委員会告示第15号

委員長職務代理者の氏名

令和元年11月10日次の者が、本委員会委員長職務代理者に就任した。

令和元年11月25日

横浜市港南区選挙管理委員会  
委員長 並木 壽一

委員長職務代理者  
長谷川 勝保

南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 13 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 元 年 11 月 10 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 岩 田 充 治

委 員 長

岩 田 充 治

委 員 長 職 務 代 理 者

堀 口 弘 之

保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 13 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 元 年 11 月 10 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 金 子 宣 治

委 員 長

金 子 宣 治

委 員 長 職 務 代 理 者

山 本 俊 明

旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

委 員 長 等 の 氏 名

令 和 元 年 11 月 10 日 次 の 者 が 、 本 委 員 会 委 員 長 及 び 委 員 長 職 務 代 理 者 に 就 任 し た 。

令 和 元 年 11 月 25 日

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 小 林 誠

委 員 長

小 林 誠

委 員 長 職 務 代 理 者

篠 崎 啓 史

瀬谷区選挙管理委員会告示第14号

委員長等の氏名

令和元年11月10日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和元年11月25日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会  
委員長 渡邊正一

委員長

渡邊正一

委員長職務代理者

二階堂一巳

---

## 人 事 委 員 会

---

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月25日

横浜市人事委員会  
委員長 水 地 啓 子

横浜市人事委員会規則第12号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和36年5月横浜市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次項の適用を受ける職員がこの項の適用を受ける職へ異動した場合は、異動した日が属する月の前月分を当該異動した日の属する月の翌月の給料の支給方法の例により定めた日に支給する。

第12条第3項に次のただし書を加える。

ただし、前項の適用を受ける職員がこの項の適用を受ける職へ異動した場合は、異動した日が属する月の前月分及び前々月分を当該異動した日の属する月の給料の支給方法の例により定めた日に支給する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。



---

そ の 他

---

総 人 第 762 号  
令 和 元 年 11 月 15 日

局 区 統 括 本 部 長 各 位

副 市 長

横 浜 市 事 務 決 裁 規 程 の 全 部 改 正 に つ い て の 一 部 改 正 に つ  
い て ( 依 命 通 達 )

横 浜 市 事 務 決 裁 規 程 の 全 部 改 正 に つ い て ( 昭 和 47 年 8 月 28 日 総 文  
第 22 号 助 役 依 命 通 達 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 し 、 令 和 元 年 11 月 25  
日 から 施 行 す る 。

第 2 4 (1) の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(1) の 2 局 長 (5) に お け る 「 任 免 」 と は 、 あ る 人 を 一 定 の 職 に 任 命  
す る こ と 及 び 罷 免 す る こ と を い い 、 採 用 、 転 任 、 失 職 、 退 職 及 び 辞  
職 の 決 定 等 が こ れ に 含 ま れ る も の で あ る こ と 。